

前払金の使途範囲の拡大について

市が発注する建設工事の前払金の使途について、特例的に該当工事の現場管理費および一般管理費等を含む工事の施工に係る費用全般に対象を拡大しています。

1. 改正内容

【 現行の使途範囲 】

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事の償却分)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費



【 変更された使途範囲 】

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事の償却分)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する経費

※ただし、現場管理費および一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用については前払金額の 100分の25 を限度とします。

2. 適用

平成 28 年 4 月 1 日